

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日が休日に當り
当たるときは、そ
の翌日)

目次

- ◇訓令 鳥取県事務改善委員会規程の一部を改正する訓令
- ◇告示 保険医療機関の指定
昭和三十三年十一月鳥取県告示第五百六十一号の一部改正
国有財産の用途廃止
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
土地区画整理事業の終了の認可
農業指與地域の区域の変更
- ◇選挙告示 選挙管理委員会の招集
昭和四十八年十二月鳥取県告示第千四十九号中訂正

訓令

鳥取県訓令第一号

鳥取県事務改善委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十九年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県事務改善委員会規程の一部を改正する訓令
鳥取県事務改善委員会規程(昭和四十三年五月鳥取県訓令第七号)の一
部を次のように改正する。

第三条第一項中「六人」を「七人」に改める。

附則

この訓令は、昭和四十九年一月十八日から施行する。

告示

鳥取県告示第四十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に
基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保
険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十
二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十九年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	指定年月日
寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町字湯尻 一三五の三	昭和四十九年一月一日
吉田医院	瓦町五〇三	"
宮田医院	米子市尾高町一〇五	" 十日

荒川耳鼻 咽喉科医院	東福原御建通八四一	〃	〃	八日
松田内科医院	倉吉市宮川町一九一	〃	〃	十四日
門脇産婦人科	〃 瀬崎町二、七三八	〃	〃	十一日
今田歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目 一六八	〃	〃	一日
海賀歯科診療所	西伯郡大山町国信五三九	〃	〃	〃

鳥取県告示第四十五号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱(昭和三十三年十一月鳥取県告示第五百六十一号)の一部を次のように改正する。

昭和四十九年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別記様式第一号の記の2の(注)の表を次のように改める。

区 分	被害農林漁業者等への 貸付利率(年%)		補 助 割 合 (年%)			
	経営資金	事業資金	国	県	市町村	計
昭和45年8月の暴風 雨等及び昭和46年8 月上旬の暴風雨の資 金の場合	6.5%以内の場合	〃	1.25	0.82	0.43	2.5
	3.0	〃	3.9	1.4	0.7	6.0
昭和47年6月及び7 月の豪雨等の資金の 場合	6.5	〃	0.75	0.5	0.25	1.5
	5.5	〃	1.25	0.82	0.43	2.5
経営資金	〃	〃	1.75	1.15	0.6	3.5

場 合	業 金 別		業 態 別			
	事業資金	経営資金	資 金 区 分	業 種	業 別	計
昭和48年6月下旬か ら9月上旬までの期 間内における長期に わたる干ばつ以降指 定天災の資金の場合	3.0	〃	6.5%以内資金	農林漁	業業業	6.0
	〃	〃	〃	農林漁	業業業	〃
昭和48年6月下旬か ら9月上旬までの期 間内における長期に わたる干ばつ以降指 定天災の資金の場合	3.9	〃	5.5%以内資金	農林漁	業拓業業	1.4
	1.4	〃	〃	農林漁	業拓業業	0.7
昭和48年6月下旬か ら9月上旬までの期 間内における長期に わたる干ばつ以降指 定天災の資金の場合	0.7	〃	3.0%以内資金	農林漁	業拓業業	0.25
	1.5	〃	〃	農林漁	業拓業業	1.5
昭和48年6月下旬か ら9月上旬までの期 間内における長期に わたる干ばつ以降指 定天災の資金の場合	6.2	〃	6.5%以内資金	農林漁	業業業	2.3
	〃	〃	〃	農林漁	業業業	〃
昭和48年6月下旬か ら9月上旬までの期 間内における長期に わたる干ばつ以降指 定天災の資金の場合	5.2	〃	5.5%以内資金	農林漁	業拓業業	1.15
	3.0	〃	〃	農林漁	業拓業業	0.39
昭和48年6月下旬か ら9月上旬までの期 間内における長期に わたる干ばつ以降指 定天災の資金の場合	1.65	〃	3.0%以内資金	農林漁	業拓業業	1.1
	3.575	〃	〃	農林漁	業拓業業	0.55
昭和48年6月下旬か ら9月上旬までの期 間内における長期に わたる干ばつ以降指 定天災の資金の場合	1.282	〃	6.5%以内資金	農林漁	業拓業業	1.282
	0.648	〃	〃	農林漁	業拓業業	0.648
昭和48年6月下旬か ら9月上旬までの期 間内における長期に わたる干ばつ以降指 定天災の資金の場合	0.65	〃	6.5%以内資金	農林漁	業拓業業	0.42
	0.23	〃	〃	農林漁	業拓業業	1.3

別記様式第一号の記の別表を次のように改める。
(別表)

資 金 別	業 態 別	
	資 金 区 分	業 種 別
業 金 別	6.5%以内資金	業業業
	〃	業拓業業
業 金 別	5.5%以内資金	業拓業業
	〃	業拓業業
業 金 別	3.0%以内資金	業拓業業
	〃	業拓業業
業 金 別	6.5%以内資金	業拓業業
	〃	業拓業業

鳥取県告示第四十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年一月十八日から用途廃止した。

昭和四十九年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
米子市上福原字大沢一四二九番地先から同市上福原字大沢一四四九番一地先まで	四三四・九〇	水路敷
米子市上福原字大沢一四六六番二地先から同市上福原字大沢一四五五番六地先まで	四三四・九二	道路敷

鳥取県告示第四十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、大杵土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の住所及び名称

鳥取市今町二丁目三八二番地

有限会社 山根産業

鳥取市大杵二番地三

稲 田 卓 郎

鳥取市大杵五番地

阪 下 廣 幸

鳥取市大杵三五番地

安 藤 正 寿

二 事業施行期間

昭和四十八年七月二十四日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市大杵字上八町、字下八町、字下中島及び字上中島の各一部並びに東今在家字畑ヶ田の一部

四 土地区画整理事業の名称

大杵土地区画整理事業

五 事務所所在地

鳥取市今町二丁目三八二番地

有限会社 山根産業事務所内

六 施行認可の年月日

昭和四十八年七月十八日

七 変更認可の年月日

昭和四十九年一月十一日

鳥取県告示第四十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三条第一項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

昭和四十六年十一月九日から昭和四十八年三月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市米田町の一部

四 土地区画整理事業の名称

倉吉市米田団地土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十六年十一月八日

六 終了認可の年月日

昭和四十九年一月十二日

鳥取県告示第四十九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七
条第一項の規定に基づき、赤碓町に係る農業振興地域の区域を次のとおり
変更する。

その関係図面は、鳥取県農林部農政課及び倉吉地方農林振興局に備え置
いて縦覧に供する。

昭和四十九年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 林

区

域

赤碓町の区域のうち、次の区域を除いた区域
一 東伯町との境界、国鉄山陰本線、主要地方道赤碓大山線、町
道西宮勝田線、国鉄山陰本線、月輪川及び海岸線により囲まれ
る区域

二 大山隠岐国立公園に係る特別地域

三 昭和四十四年一月鳥取県告示第五号で定めた倉吉森林計画区
に係る地域森林計画の赤碓町に係る林班番号十四から十七まで、
四十二、四十五、五十八及び五十九の全部の区域、同林班番号
四十一、六十及び六十四の一部の区域、昭和四十七年十二月一
日現在の国有林の林班番号千三十六の全部の区域、同林班番号
七十七、七十九、八十、八十一及び千三十五の一部の区域並び
に昭和四十七年十二月一日現在のハツタヒほか三の官行造林地
の全部の区域

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和四十九年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十九年一月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和四十九年一月二十二日 午後四時
- 二 場所 米子市加茂町二丁目十一番地
米子国際ホテル会議室
- 三 議題 昭和四十九年度選挙常時啓発事業計画について

正 誤

昭和四十八年十二月鳥取県告示第千四十九号（解除予定の保安林について）中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

- 頁 段 行 誤 正
- 一 下 八 大字下蚊屋三平 大字下蚊屋字三平